連結送水管　　④

試験項目			種別・容量等の内容	結果
加圧送水装置の機能試験	※締切り運転時の状況	電流	A	
	※ポンプ試験	※定格負荷運転時の状況	定格揚程	m	
			電圧	V	
			電流	A	
	※水温上昇防止装置試験		逃し水量	ℓ/min	
	※ポンプ性能試験装置試験		表示値の差	ℓ/min	
配管耐圧試験	加圧送水装置を用いない配管部分		試験圧力	MPa	
	加圧送水装置を用いる配管部分		試験圧力	MPa	
総合放水試験	送水圧力			MPa	
	放水圧力			MPa	
	放水量			ℓ/min	
非常電源切替試験	自家発電設備		―――		
	蓄電池設備		―――		
	燃料電池設備		―――		
備考					

備考1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　選択肢のある欄は、該当するものを○印で囲むこと。
3　※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合している旨の表示が付されているもの又は設置前検査が行われたものにあっては、省略することができる。
4　結果の欄には、良否を記入すること。
5　非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
6　総合操作盤が設けられているものにあっては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

附　則

1　この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、第六号の改正規定並びに別記様式第五、別記様式第九、別記様式第十七及び別記様式第二十一の改正規定は公布の日から、別記様式第十三の改正規定は平成二十六年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（以下「新告示」という。）別記様式第二及び別記様式第三に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

3　新告示別記様式第五、別記様式第九、別記様式第十七及び別記様式第二十一に規定する様式は、第一項の規定にかかわらず、公布の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

4　新告示別記様式第十三に規定する様式は、第一項の規定にかかわらず、平成二十六年四月一日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

○厚生労働省告示第二百三十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、みかん、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー及びパッションフルーツに残留するスピロジクロフェンの量の限度、大豆、えだまめ、みかん、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、クランベリー、その他の果実、綿実、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分に残留するノルフルラゾンの量の限度並びに大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、そら豆、らっかせい、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、その他のゆり科野菜、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、しろうり、すいか、メロン類果実、その他のうり科野菜、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、マルメロ、びわ、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、その他のハーブ及び乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）に残留するフェントエートの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十五年七月二日

厚生労働大臣　田村　憲久

第1のAの6の⑴の表のアセトアミノフェンの項を次のように改める。

アセトアミノフェン	豚の筋肉	0.6ppm
	豚の脂肪	0.3ppm
	豚の肝臓	2 ppm
	豚の腎臓	2 ppm
	豚の食用部分	2 ppm